

前橋市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、環境部、選挙管理委員会事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月25日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

内 監

令和4年11月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 小 曾 根 英 明 様
前橋市選挙管理委員会委員長 栗 木 信 昌 様

前橋市監査委員 根 岸 隆 夫
同 長 岡 敏 夫
同 鈴 木 俊 司
同 近 藤 登

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

環境部

環境森林課、ごみ政策課、ごみ収集課、廃棄物対策課、清掃施設課
選挙管理委員会事務局

3 監査期間

令和4年10月12日から同年11月25日まで

4 監査対象

令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 環境部環境森林課（指摘事項3件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 随意契約の理由について

森林病虫害等防除事業（命令駆除：春期）において、地方自治法施行令

第167条の2第1項第6号により随意契約を締結し、実施起案の「随意契約の理由」では、業務実施地の管理業務を当該事業者が行っていることから、業務地及び周辺の状況を熟知しているため、安全に効率よく実施できるとしている。しかし、同号で規定する競争入札に付することが不利と認められるときとする理由は、例えば、同一構内において工事を施行中、他の工事が必要となり、これを同一請負人に施行させることが有利であると認められる場合等であり、そのことからすると、本件松くい虫被害木伐倒駆除に係る随意契約の理由として不明確であると考ええる。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法により一般競争入札が原則とされており、指名競争入札や随意契約の方法は同法施行令で定める場合に該当するときに限り認められているものであることを踏まえ、今後、随意契約を行う場合はこれら法令にのっとり適切に判断し、その判断理由等を明確にするよう契約事務を改善されたい。

(イ) 予定価格について

森林病虫害等防除事業（命令駆除：春期）において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ウ) 契約書の記載事項について

大気汚染常時監視システム保守管理業務、獣害防止緩衝帯設置業務Ⅱの契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 環境部ごみ政策課（要望事項1件）

ア 補助金等交付事務について（要望事項）

(ア) 助成金交付申請書について

ごみ減量化器具購入費助成金において、補助事業者が提出する交付申請書兼実績報告書には購入価格欄はあるが、交付申請額欄がないため、補助事業者が助成金額を自ら算出することなく、市が購入価格から算出した額で助成金を交付決定していた。

そもそも補助金制度は、補助事業者が補助金交付を希望する額に対して、市が審査の上、適正と認める金額で交付決定を行うものであり、本件のように補助事業者が希望する金額を記載することもなく、市が一方向的に金額を算出することは、補助金制度の趣旨から外れるものであると考ええる。

補助金等交付規則には申請書の記載事項を定めていないが、交付を受けようとする補助金等の額（交付申請額）は、国の政令等では明記されており、補助金制度の趣旨から、助成金交付申請書に交付申請額欄を設けることにより、補助事業者が助成金額を自ら算出するよう求め、より適切な補助金等交付事務となるよう見直されたい。

(3) 環境部ごみ収集課（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 土地の取得について

文京町一丁目640番5所在土地ほか3件の土地について、令和4年4

月及び5月に寄附により取得しているが、公有財産異動通知書を資産経営課長に通知していなかった。

財務規則第189条第1項において、主務課長は、土地を寄附等により取得したときは、公有財産異動通知書に、関係図面及び関係書類を添えて、直ちに資産経営課長に通知しなければならないと規定していることから、同項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 環境部廃棄物対策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 環境部清掃施設課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

シンチレーション式サーベイメーター校正業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(6) 選挙管理委員会事務局

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。